

# 川越市教育委員会第5回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和4年8月9日 午後1時
- 3 閉 会 令和4年8月9日 午後5時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、  
佐久間佳枝
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、  
教育総務部副部長兼教育総務課長佐藤利貞、学校教育部副部長  
兼教育指導課長岡島一恵、教育総務部参事兼中央公民館長中里  
良明、教育総務部参事兼博物館長大澤 健、学校教育部参事兼  
学校管理課長西貝俊哉、学校教育部参事兼教育センター所長嘉  
手川 満、教育財務課長飯野雅史、地域教育支援課長武藤貴子、  
文化財保護課長齊木 隆、中央図書館長富田 稔、学校給食課  
長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長宮下 浩、都市計画部副  
部長兼都市景観課長福釜周二

## 8 前回会議録の承認

令和3年度第13回定例会会議録、第14回定例会会議録、令和4年度第1回定例会会議録、第2回定例会会議録、第3回定例会会議録及び第4回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

## 9 議題及び議事の概要

日程第1議案第22号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

(非公開)

日程第2議案第23号 第2次川越市学校教育情報化推進計画について  
副部長兼教育指導課長

令和4年2月15日開催の教育委員会第13回定例会において協議した後、担当者会議や情報化推進会議において作成を進めてきた。協議の時点では、2つの目標と5つの施策を設定していたが、令和4年4月に文部科学省の示した学校教育情報化推進計画案において、計画の範囲が示された事により、本計画においても、児童生徒、教職員、組織体制、ICT環境の4つの範囲に合わせて、「ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成」、「児童生徒の可能性を引き出す教職員のICT活用指導力の向上」、「『子どもと先

生の時間』を生み出すICT推進体制の整備」、「学校教育を支えるICT環境の整備」の4つの目標を掲げている。また、目標達成に向けて、11の施策を実施していく計画となっている。なお、計画の期間は本年度から、第3次川越市教育振興基本計画の終期に合わせた令和7年度までの4年間としている。

委員

本計画は、市立川越高等学校も対象としているか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

そのとおりである。

委員

評価について、一番下に計画策定担当課とあるが、どの部署が所管するか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

教育指導課になる。

委員

部署名を記載しないと、所管課が分からない。また、川越市教育委員会情報化推進会議を開催しているが、会議の出席者は資料編に記載のメンバーであるか確認したい。

副部長兼教育指導課長

そのとおりである。

委員

メンバーにICT関連の専門家がないが、専門的な視点での議論はされているか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

本推進会議では、必要に応じて総合政策部情報政策課長等が出席している。

委員

検討は庁内組織で行い、外部人材は参加していないということか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

本計画については、内部組織で検討した。

委員

施策の課題において、学びを進めるために支援が必要な児童生徒とあるが、具体的にどのような支援を行っているか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

対象となる児童生徒の支援について、学校ではさまざまな支援をできるようにICTに限らず、特別支援教育支援員を配置している。ただし、ICT活用において、対象となる児童生徒に対応できるかどうかというところは、

教職員の情報指導能力によるところ大きいと、教職員の人材育成も進めながら、支援が必要な児童生徒には、説明を聞き取れないなど、別のサポートを必要とする場面もあるため、学級運営支援員なども活用し、両者で進めていきたいと考える。

委員

負担軽減の成果として、統合型校務支援システムの導入により教職員の校務における負担軽減に繋がったとある。これは「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」とは、全く異なる評価となっているが、その点について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

第3次川越市教育振興基本計画において校務支援システムの導入とその成果として、時間外勤務の時間数は減らなかった。しかし、学校管理課長の説明のとおり教職員からの意見としては、今まで時間をかけていた校務、例えば、評価や通知表の作成などにおいて同じ記載内容などについて手書きなどにより対応をしていたが、一度システムに入力すれば、様々な書類等に反映されるようになった。その部分の時間については大幅に負担が軽減されているという話を聞いているため成果とした。

教育長

評価として、事務処理については負担軽減に繋がったという内容を記載してはどうか。

副部長兼教育指導課長

変更する方向で検討する。

委員

施策8「組織の整備」について、施策の課題として継続して市長部局との連携を維持とあるが、連携について具体的に伺いたい。

副部長兼教育指導課長

予算的な部分もあるが、国が進めているデジタル関係については教育委員会を含めた本市としての対応が必要であり、そのような部分における連携といった意味も含まれている。

委員

総論の「計画の範囲」に記載されている「第2次川越市学校教育情報化推進計画」の範囲には「教職員のICT活用指導力の向上」と「ICTを活用するための環境の整備」がポイントであると考え。特に、教職員の資質の向上は不可欠だと考えるため、その点は特に進めてもらいたい。また、この計画の配布について伺いたい。

## 副部長兼教育指導課長

冊子のかたちに製本し、関係部署や学校、また、活用に際して関連する部署にも行き渡るように配布する。

## 委員

本計画において、いくつかの箇所で市長部局との連携という表現があるが、この点は極めて重要なポイントだと考える。しかし、「計画の推進体制」の資料を見ても、市長部局との連携に関する内容は出てこない。どういう関係性で連携しているか、どういう組織体制になるのかは、記載すべき内容であると考え。教育委員会だけでは、到底成しえない問題だと考える。この「計画の推進体制」において、連携を示せるかどうか、このことは施策8「組織の整備」、施策9「連携・協働」にも関係する。

「ICT機器で使用する基本アプリケーション使用方法についての肯定的な回答の割合」の調査結果については、施策の課題反映できていないと考える。ログイン方法やタッチ操作、文字入力などの基本操作は身につけていると見て取れる。次の連絡事項の確認、課題の受け取りなど通信的分野も効果的に活かしていると考える。一方で、白板アプリの思考ツールや文書作成などは肯定的な回答の割合が一段と低くなっている。これらは、協働的な学びやICTを効果的に使用して資質能力を向上させる、深い学びに導くなどを考えるときには課題になる。この視点で施策の課題を確認すると触れられていない。もっと掲載した資料のデータを活かした方がよい。政策の課題の①及び②を確認すると、成果と関係していないため見直した方がよいと考える。

次に、「施策2 学びの保障」の施策の成果については、「課題の配信を行ったり、同時双方向のオンライン学習を実施したりした」とあるが、これが成果と言えるのか。もちろん成果の一部ではあると考えるが、このことによってどのような学びの力がついたかが大切な視点であり、実施した結果、どのような成果があったかを記述する必要があると考える。ただ行っただけの内容と受け止められてしまう。

次に、施策の課題については、「個別最適な学び」の説明や概念についての認識が異なっていると考える。「児童生徒の能力に適した課題、児童生徒の興味関心に応じた課題に取り組む個に応じた指導による学び。」とあるが、個に応じた指導という言葉の使い方をするのであれば、「指導の個別化」、「学習の個性化」という2本柱になる。自分の理解では、「一人一人の特性、学習進度、学習到達度などに応じて、柔軟な指導を行い、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができる学び」、もっと一人ひとりの資質能力や能力に応じた方向に持っていくということである。この解説は見直した方がよいと考える。

次に「施策3 人材育成」の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」については、何を調査したのかこの資料からは読み取れない。情報化の何の実態なのか不明である。また、なぜ文部科学省調査の国の資料をもってきたのか、本市の実態を考えるためには参考資料が違うのではないかと考える。本文には「授業にICTを活用して指導する能力が大きく向上した」とあるため、おそらく本市に対する調査結果であると推測するため、このことを裏付けるに足る資料であると考え、読む側からは大変わかりにくい資料となっている。

次に、「施策5 ICT環境整備」の施策の課題において、「整備されたICT機器を効果的に活用するために、児童生徒の学びに資するソフトウェアやアプリケーションの導入を検討する必要があります。」とあるが、このことは非常に重要であり、このことが進まないと学習者用コンピュータもただの箱になってしまう。特に学びあいに使えるソフトウェアが複数あるはずである。この課題についてはぜひ進めてもらいたい。非常によいところを課題として挙げていると考える。環境整備については、現状では、市立川越高等学校は42台しか端末がないが、新入生から1人1台になって行くとのことであった。このことについても示しておくべきである。1人1台になることは非常によいことだと考える。

次に、「施策6 情報セキュリティの確保と情報モラル教育の推進」の施策の課題、教育情報セキュリティポリシーの策定については、既に様々な問題が起きていると考えるため喫緊の課題である。

次に、「施策8 組織の整備」の施策の課題において、「継続して市長部局との連携を維持しながら」とある。単語として、「市長部局」が非常にたくさん表記されているが、図の資料や組織の説明では「市長部局」が出てこない。連携とあるが何を連携するのか説明が足りないため示しておくべきである。

次に「施策9 連携・協働」の施策の課題について、「定期的に教育委員会職員と市長部局職員及び教職員で情報化の推進に関する認識を共有していくことが必要です。」とあるが、認識の共有だけでなく、ハードの部分での連携が進まないといけないのではないか、体制や組織の関係を具体的に示しておくべきであると考え。

次に、「第2章 各論」において、「協働的な学び」について用語解説しているが、説明についての認識が異なっていると考える。「児童生徒が周りの意見と自分の意見を比較しながらよりよい解決策を見出そうとする学び。」とあるが、これは児童生徒同士の範囲における認識である。しかし、協働的な学びは、児童生徒同士は当然であるが、地域の方々や社会人なども含めた

多様な他者と協働しながら、必要な資質能力を育成する学びあるいは、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、社会の変化を乗り越える持続可能な社会の担い手となるための資質能力を育成する学びとなるのではないかと考える。協働的な学びは知識を覚える学びだけではなく、資質能力を育成する学びでもある。

次に、「施策1 情報活用能力を育成するICT活用の推進」について、この内容を見ると全て教育委員会が分担する内容となっているため、教育委員会は大丈夫かと感じてしまう。十分な仕事ができる状態であるか、過剰に負担していないか確認する必要があるとともに発想を変えて事業を進めていく必要があると考える。リストの作成、マニュアルの作成、プランの作成、全てを教育委員会で行うことになっている。例えば、作成については市全体で考えたり、学校の教職員に依頼したりできると考える。事務事業計画の表について、「ICT資質・能力リスト作成」は令和4年度に作成し、同年度後半から実施していくことになっている。「ICT資質・能力育成マニュアル作成・周知・活用」についても同様である。この表は計画の段階で実施不可能な状況ではないか、8月の現段階では、リスト作成を終えている必要がある。令和7年度までに実施しようとする、令和4年度については、事業ができず作成作業ばかりとなってしまう。もう少しサイクルを早めていくことを考えるべきである。

次に、「目標2 児童生徒の可能性を引き出す教職員のICT活用指導力の向上」において、職員の研修は、新しい分野の研修が組み込まれた分、スクラップするものを見つけ出さないと、学校や教職員の負担は増えてしまう。例えば、新しい研修を設けるだけではなく、既存の管理職研修や校長研修などに盛り込んでいく方法も考えられる。できるだけ研修を増やさない工夫も必要である。「教職員研修については、教育センターにおいて策定された「川越市教職員研修計画」の中に位置づけ実施します。」とあるように、既存の研修を生かしながら進めてもらいたいと考える。

「目標3 「子どもと先生の時間」を生み出す体制の整備」の「施策1 統合型校務支援システムの在り方検討・設計・調達」について、その昔、コンピュータやファクシミリ、印刷機器が学校に導入されて、教員の仕事が減らせると期待したが、減るところか忙しくなったという事例もある。校務分掌を思い切って見直し、止めることのできるものは廃止する覚悟で進めていかないと、効果は表れないと考える。

次に、「目標4 学校教育を支えるICT環境の整備」の「ソフトウェア環境の整備」について、AIドリルなどに加え、協働的な学びを充実させるアプリケーションを積極的に導入してもらいたい。授業支援ソフト「オクリ

ンク」など様々なソフトがある。これらのソフトウェアを導入している教育委員会はそれなりの成果を出している。このことはぜひ意識して取り組んでもらいたい。

最後に、これは意見であるが、この計画の全てを教育委員会が抱え込むのかという点である。情報化教育は、本当に専門性が必要であり、この情報化推進会議のメンバー構成を基本にしながらも、この中に情報教育に堪能な大学教授や情報教育の活用を研究している研究者又は技術者を委員やアドバイザーとして参加できる仕組みも必要であり、教育委員会の職員が頑張ることは素晴らしいことだが、このような観点から計画を進めることも必要である。

教育長

情報化推進会議の会長は誰が担っているか伺いたい。

副部長兼教育総務課長

会長は教育総務課長である。当該会議の所管課長として説明する。本市には様々な情報機器が導入されている。その導入に関しては、最初にそれぞれの部署で考えをまとめていくことが必要である。そのため、市長部局においても同様な検討会議の場が設けられ、教育委員会には当該会議が設けられている。その役割としては、情報機器の導入に際してのチェック機能が挙げられる。過去には情報機器を導入すれば仕事の効率化が図れるからと、様々な導入の要求があった。その成果を得るには、専門的な知識や様々な工夫が必要であり、予想どおりの成果が得られない機器の導入もあった。また、今ある業務の中に導入するシステムを連動させることについても検討する必要がある、それらの検討も含めて当該会議が設けられている。具体的な検討においては、教育委員会で必要な調査や検討を行い専門的な部分については、市長部局の情報政策課の職員の協力や事業者のアドバイスを得ながら検討を進めている。教育の情報化を進めていくことについては、当然専門的な分野であり、学校管理課、教育指導課及び教育センターが中心となり専門的な見地で検討しているところである。そのため当該会議はその前段であり、これからシステムを導入することや、これからの方向性を決めることについて、教育委員会のチェック機能としての位置付けになるものと考えている。

副部長兼教育指導課長

意見等については、表現や統計データのなど、訂正が必要なものについては訂正する。図表などの分かりにくいものについては、分かりやすく見直す。説明が足りなかった部分については補足する。なお、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の統計データは、文部科学省が実施した調査結果の本市の部分である。表の最後にある括弧書きの数値は経年変化の状況であり、令和2年度から令和3年度の変化量を示している。本文中には授業

にICTを活用して指導する能力と説明があるが、この表だけを見ると指摘のとおり分かりにくい。分かりやすい表現に改めたい。アプリケーションの導入については、現在、使用している学習者用端末に搭載されている様々なアプリケーションの内、教育的な学習が進められるものについては、専門家の指導を受けながら、教育委員会からも様々な場面を想定した指導、助言等を行っている。今後は、文部科学省が開発したオンライン学習システム「メクビット」の実施に際して、プラットフォームである「学習eポータル」の導入が必要となり、その仕組みの中で協働的な学びに資するソフトウェアが多数開発されている。現在、教育総務課で分担している川越市教育情報セキュリティポリシーの制定と教育情報システム環境整備の検討において進めていく予定である。学校からは、ドリルなどを導入して活用したいとの意見もあるが、専門家のアドバイスからはシステム上の課題も確認されているところである。特にICTに係ることについては、教育委員会で整理していかないといけないため、慎重に対応しているところである。今後1年、2年で大きく動いていけるのではないかと考えている。

また、事務事業の進度に関して、令和4年度の着手と実施については、確かに、令和3年度中には本計画の策定に係る検討をはじめ、令和4年度当初から施策に着手することで進めていたところだが、令和4年4月に文部科学省の示した学校教育情報化推進計画案において、計画の範囲が示されたことにより、本計画案との整合性を改めて確認する必要がある。なお、文部科学省が示した計画案を確定的に捉え、本市の計画においては対応を進めているところである。対応においては、文部科学省の整理と大きな乖離は認められていない。

ICT資質・能力リスト作成については、進捗としては遅れることなく進んでいる。例えば、マニュアル作成、事例集の改善、周知、活用、家庭学習のプラン作成などの対応については、教育委員会で全て対応するのではなく、所管部署に各市立学校と示しているように、学校のリーダー格となる教職員を集めた情報委員会を設置している。例えば、教職員の負担軽減のために連絡帳に代わるものの活用や毎日の健康観察の記録を朝の入力で一度に済ませるなど、情報処理に先進的に取り組んでいる学校もあり、協働的な学びなどの学習分野以外の様々な分野においても、先進的な学校や学校に設置している運営支援員などと協力しながら取組を進めていくことができると考えている。

また、教職員の負担軽減のためには、沢山ある事業のスクラップも必要であるという意見については同意見であるが、現在の課題は、先行してICTを活用している教職員と活用していない教職員の差を埋め、全体の水準を高



めていくことだとも考えている。校長会において注意喚起したり、教職員間で一定水準を保てるような事業の進め方を検討したりしているところである。現状ではこの分野の研修は必要だと考えているが、この研修が教職員の負担にならないように、他の研修も含めて、オンライン、オンデマンド又は同時双方向などの手法を用いた研修方法などについても教育センターと協力しながら考えていきたい。学校における様々な業務についても、学校管理課と協力しながら負担軽減に向けた取組を進めていきたい。

#### 委員

事務事業の表中に実施課所の記載があるが、これを実施課所等として、家庭学習プランの作成・周知・実施の実施課所等に各家庭の記載を加えることも検討する必要があると考える。議案第22号においても、「施策7 家庭・地域の教育力の向上」における評価はCランクであり、意識化させる、あるいは家庭でどのように勉強するか考えるうえでも、実施課所の項目を実施課所等に改め、家庭を取り上げてもらいたい。

#### 副部長兼教育指導課長

教育振興基本計画の「施策1 確かな学力の育成」においても家庭学習を進めていくと記載している。このことはICTに限らず家庭の協力も得ながら進めていく必要があると認識している。表現については検討したい。

#### 教育長

これまでの審議を踏まえると、庁内の各課所との連携はきちんと明示する必要がある。また、昨年度から計画策定の検討を進めているが、この計画は取組の方向性を示す計画である。特に、「情報活用能力を育成するICT活用の推進」については、少し遅いのではないかとの意見があり、文部科学省の動きを気にし過ぎているようにも感じている。取組を進めながら、仮に文部科学省との整合性が合わなくなった場合には修正するとして、もう少し取組の進捗を早めていくべきだと考える。

また、教育委員会が抱え込み過ぎていないかとの意見があったが、同様の意見である。学校において情報委員会を組織したということであるが、そこに専門家等を参加させて進めていくべきであると考え。速やかに方向性を示して、計画として学校に受け渡していきたいと考える。

#### 委員

教職員のICT活用能力に差があることが課題である。そこで提案として、その差を埋めるために、とても上手に活用している教職員の授業や教職員で共通している教えにくい授業において、ICTを活用するととても上手に指導できるといった授業を、研修というかたちを設けると時間も必要になるため、初めて取り組む教職員や少し指導に迷っている教職員などに対して、い

つでも可能な時間に見られるように、ビデオ等で撮影しオンデマンドで配信してみてもよいのではないかと考える。初年度はいくつも作成することは難しいかもしれないが、続けていくことで、年々コンテンツを増やすことができると考える。

副部長兼教育指導課長

川越市学力向上プランの中で、一例であるが、情報機器を使用したもので、小学校と中学校に動画配信を実施している。また、ICTに長けた教職員が様々に工夫して活用している事例については、学校間で共有できる仕組みを作っていきたいと考える。

(全員異議なく原案どおり決定)

### 日程第3議案第24号 令和5年度使用川越市立川越高等学校用教科書を採択することについて

参事兼学校管理課長

平成3年3月の文部省初等中等教育局「教科書採択事務取扱要領」により、採択権者が、年度ごと高等学校ごとに採択教科書を決定する。市町村立高等学校においては、その市町村教育委員会が採択権者である。川越市立川越高等学校についても川越市立高等学校通則第9条にその趣旨が規定されている。令和5年度使用の教科書については、教科ごとの研究を経て、校長が選定したものであり、12教科、地図帳を含め57種類ある。教科書を新規に採択するものは、新2年生が使用する全ての教科書と、新3年生の選択科目音楽1と英語表現1の8教科18種類である。第1部の掲載が今年度の入学生から実施されている新学習指導要領に基づく教科書であり、第2部の掲載が従来の学習指導要領に基づく教科書である。学校における選定の基準としては、学科や生徒の実態、内容・分量の適切さ、教材や資料の創意工夫、生徒の使いやすさなどが考慮されている。なお、奥付等を確認したところ、教科書の執筆編纂に市立川越高等学校の教員が関わったものは確認できなかった。

委員

教科書ごとに検討委員会で十分調査した結果とのことであるが、この検討委員会は教科ごとだと思われるが、何名で運営されているか伺いたい。

学校管理課副参事

市立川越高等学校の教科書選定委員会の構成は、教頭を委員長として14名の教諭で構成されている。個々の教科については、それぞれの教科の教員全員で選定するという流れである。教科の中で来年度使用したい教科書を選定し、その教科書を、各教科を代表する教員が集まる選定委員会に諮るという流れになる。

委員

選定委員会で推薦したものを、校長が選定するという流れであると理解した。逆に、この選定委員会が推薦したものと校長が選定した教科書が異なる場合はあるか伺いたい。

学校管理課副参事

そういったケースは今まではなかったと記憶している。

委員

教科書会社がいくつもあり公平性を担保することが大事だと考えるが、公平性の担保について伺いたい。

学校管理課副参事

選定方針と選定後の教科書については、ホームページで公開することにより公平性は担保されると考える。

委員

市立川越高等学校の教員は関わっていないという説明であったが、例えば、検討委員会では複数人で推薦しているため、個人の意見を反映させづらいことが一つの担保になると考える。実際に市立川越高等学校の教員が、様々な意味で関与していないことについて、事前に調査しているか伺いたい。

学校管理課副参事

校長が推薦してきたものを、教育委員会がさらに確認する。その段階で教科書の奥付等を確認し、市立川越高等学校職員が関わっていないと確認している。

教育長

「兼職(兼業)承認(許可)願」の届出の提出は確認しているか伺いたい。

学校管理課副参事

公務員の教科書の執筆に関しては、「兼職(兼業)承認(許可)願」の届出がないものについては違反となる。昨年度も含め、市立川越高等学校の教員から同願いの提出はないため、教科書の執筆に関わっている教員はいない。

委員

確認はそれでよいと考えるが、教科書の執筆以外においても教科書会社からのアプローチがある可能性がある。教科書は多数あるため、多方面から調査したうえで、選定委員として参加することは大切である。

学校管理課副参事

教科書会社は選定にかかる4月から7月までの期間は、学校への出入りができなくなる。その点についても一定程度の公平性というものは担保されている。ただし、個々の教員が個別に教科書会社の職員と接触しているか否かというところまでの調査はできていない。

教育長

先ほど執筆に関わっていないという説明があったが、財務会計や簿記の教科書に執筆者として市立川越高等学校の教員の名前が確認できるが、確認漏れがないか伺いたい。

学校管理課副参事

市立川越高等学校の教員が過去に教科書の執筆に関わっていた若しくは副教材の執筆に関わっている事実はある。

教育長

今回選定された教科書についてはどうか伺いたい。

学校管理課副参事

市立川越高等学校の正規職員で教科書採択に関わる職員はいない。現在、非常勤講師として、授業の時間だけ勤務している職員が1名、複数の教科書の執筆に関わっている。しかし、その職員は教科書選定委員ではないため、採択に関わり何らかの力が働くということはない。

委 員

問題点として、身近な職員が執筆に関わっていると情が入るのではないか。また、執筆に市立川越高等学校の職員が関わっていないと、未確認のまま説明したこと。非常勤講師とはいえ関わっていることを確認できていなかったという事実は、やはり問題ではないか。調べていないということである。それとも、執筆をしている職員がいることは確認できていたが、選定委員や調査研究の段階にあってはそのような職員はいないという説明であったのか伺いたい。

学校管理課副参事

確認不足であったことは間違いない。

委 員

このまま審議を進めていいのか疑義がある。

委 員

選定の手続が適法であったのか、確認する必要があると考える。確認すべき事項は、1つ目は、実際に執筆しているか否か。2つ目は、「兼職(兼業)承認(許可)願」の手続きが必要であったのか、必要であれば提出され受理されているか否か。3つ目は、採択の選定委員として直接関わっているか否か。4つ目は、非常勤講師の立場であり、正規教員とは異なる対応になると考えるため、その部分について問題ないか否か。結論としては、直接採択に関わっていない、「兼職(兼業)承認(許可)願」が提出されていて受理されているということであれば、問題はないと考える。

#### 参事兼学校管理課長

確認が不十分で大変申し訳ない。指摘のあった4つの点をしっかりと確認する。

#### 教育長

執筆者がいるかいないかの確認は、教育委員会として行うべきことである。もちろん、校長も選定委員の選任の際は、申し出などを含め確認するべきであると考えている。

#### 委員

資料では市立川越高等学校がどのような観点で選定しているか確認できる。単元構成・内容・分量の適切さ、教材や資料の創意工夫、生徒の使いやすさなどであるが、この観点だけでは不十分であると考えている。この観点に基づいて、どのような基本方針やコンセプトで、沢山ある教科書の中から選定したかについて伺いたい。

#### 学校管理課副参事

市立川越高等学校においては、普通科、情報処理科、国際経済科の3学科を持っている。学校の特色を踏まえると、生徒の進路希望が多岐にわたり、大学進学から公務員、一般企業への就職への対応を求められる。そのため、個々の生徒の進路に応じた指導を適切に行えるよう、各学科の特徴を踏まえて生徒の実態に合ったものであること、生徒の生活、経験及び興味関心に配慮した内容であること、教科・科目の基礎的基本的な力が育成できるように工夫されているとともに、応用部分も盛り込まれていること、図表、写真、地図等の資料が必要に応じて用意されていること、記述が分かり易く、検定取得等につながるものであることなどを基本方針として挙げている。

#### 教育長

本議案は、執筆者に市立川越高等学校の教員が確認できる3種類4つの教科書を除いて原案通り決定し、保留とした教科書については、改めて審議する。

(原案の一部は異議があり改めて審議、それ以外は全員異議なく原案どおり決定)

#### 日程第4議案第25号 市立高等学校の人事方針について

(非公開)

#### 日程第5議案第26号 令和4年度一般会計補正予算(教育委員会所管分)について

(非公開)

#### 日程第6議案第27号 川越市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

## 10 報告事項

### (1) 「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

副部長兼教育総務課長

包括外部監査人による「包括外部監査の結果報告書」の結果については、地方自治法の規定により、措置を講じたものは、教育委員会はその内容を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表しなければならないとされている。また、本市では「意見」に係る措置状況についても毎年度7月1日及び12月1日時点での措置状況を監査委員に報告している。

令和3年度の包括外部監査のテーマは「子ども子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の実施について」であり、教育委員会所管に係る結果はない。「意見」として、中央公民館に係るものが1項目、学校管理課に係るものが2項目該当したため、その措置状況について報告する。所管課である中央公民館及び学校管理課がそれぞれ対応した結果、「措置を講じた」とした。なお、措置状況については、「措置を講じた」又は「措置を講じないと決定した」場合には、監査委員への報告が必要なため、今回の3項目については、監査委員に報告している。

教育長

「意見8 地域人材活用事業については、地域人材の発掘等の努力も必要」について、地域人材の発掘や確保については、学校運営協議会により行うこととし、実施率向上に努めていくとあるが、これは令和4年度以降の措置ということか伺いたい。

参事兼学校管理課長

今年度までに13校は学校運営協議会を設置しているため、該当校については、学校運営協議会を活用した人材発掘ができると考える。その他の学校については、次年度の設置を予定しているため、学校運営協議会を活用して人材発掘を行い、実施率が向上するように進めていきたいと考えている。

### (2) 川越市大学奨学金の今後の方針について

副部長兼教育総務課長

現在、本市大学奨学金は、寄付金を原資とした基金により運用している。平成29年度の制度開始時は、主たる篤志家による令和3年度までの総額5,000万円の寄附を前提に、制度の運用を進めてきた。平成29年度から令和3年度までに、ふるさと納税等による寄附を含め、合計で66,486,000円を基金に積み立てることができ、令和3年度末の基金残高は約4,667万円である。

今後の方針であるが、この基金残高を基に、今後の基金運用を試算したところ、現在と同水準の1年度で5名、1人当たり4年間として、合計200

万円となる入学準備金及び学資金の奨学金支給が可能であるとの結果であった。そのため、令和4年度に引き続き、令和5年度も新規募集を継続する方針とした。なお、本制度は大学奨学金基金を原資に実施しており、現在基金の積立金は寄附金が全てである。基金残高の状況を見据えながら、今後の制度のあり方について検討していく。

#### 委員

この制度は、元々、本市が自発的に始めたのではなく、寄付があったことから当該制度を制定したということであった。そのため、基本的に目的がない。本市がこういう人たちを育てたいからと始めたのではなく、たまたま寄付があり、篤志家の意向を踏まえ奨学金というかたちで事業を実施している。原資があるうちは問題ないが、継続か廃止か、そのような方向性は早めに出した方がよいと考える。継続するならこのような方法で、廃止するならいつ頃か、そのようなはっきりしたものを、そろそろ明示した方がよいと考える。

#### 副部長兼教育総務課長

事務局も意見のとおりであると考えている。この件については、引き続き検討する。

### (3) 川越市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項第4号の規則で定める者を定める規則の一部を改正する規則を定めることについて

#### 教育財務課長

本規則は、市長部局の規則であり、教育委員会は事務執行を委任されている立場であることから、同規則の改正は市長決裁により行われ、教育委員会においては、報告事項として取り扱うものである。本規則の改正は、教育職員の普通免許状及び特別免許状の更新に関する制度が廃止されたことに伴い規定の整備をしたものである。施行日については、教育職員免許法の施行日と同様とし、市長決裁後、令和4年7月1日付で公布及び施行している。

### (4) 放課後子供教室試行的実施の検証結果について

#### 地域教育支援課長

本件は、放課後子供教室について具体的な検討を行うために、令和2年度より大東東小学校、芳野小学校及び福原小学校の3箇所、令和3年度は、これら3箇所に新たに川越小学校を加えた4箇所で、放課後子供教室を試行的に開設し検証を行った。検証にあたっては、子どもたちが放課後も安心安全に過ごし、多様な体験や活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、学習や体験交流活動を行うことを放課後子供教室の開設の目的とした。また、全ての小学校で開設し、それを持続的に運営することが可能であるかを観点に課題を挙げて検証項目とした。

運営を主体的に行う放課後子供教室運営協議会については、既存の組織を活用する方法と、新たに組織する方法があるが、地域、学校ごとに状況が異なることから、地域の実情に合わせて組織するものとした。当該運営協議会において活動内容や対象学年及び定員、会場等について協議決定し運営を実施する。また、会場については、原則学校として、学校外を会場に実施する場合には、学校と複合又は学校と隣接する公共施設に限ることとした。その他、当日スタッフの確保や事務局の必要職員数、必要経費の縮減などについて検証を行った。

今回の検証の結果、新型コロナウイルス感染症の影響により、試行の中で十分な検証材料を得ることができなかつたほか、材料費の徴収管理、大学生ボランティアの確保、事務局の職員数といった残った課題、新しい課題を確認した。令和4年度以降は、その課題を解決するために検証を継続しつつ、放課後子供教室を推進していく。

教育長

事務局からの説明を受け、各委員から資料を再度確認してから質疑に応じたいという希望があったことから、次回開催の教育委員会定例会において質疑を行うことにする。

(質疑については次回の教育委員会定例会に実施)

## 1 1 協議事項

### (1) 川越市立図書館運営方針について

(非公開)

## 1 2 その他

(1) 議事に先立ち教育長から、議案第22号、議案第25号、議案第26号及び協議事項(1)は意思決定過程における情報であり、議案第27号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報であり、審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第25号については関係理事者(教育総務部長、学校教育部長、教育総務部副部長兼教育総務課長、学校教育部参事兼学校管理課長)のみで審議することに決定した。

2 議案第22号の関係者として、都市計画部副部長兼都市景観課長の、議案第24号の関係者として、学校管理課副参事の出席について各委員が承認し出席が認められた。

3 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、佐久間委員が指名された。

4 次回教育委員会は、令和4年9月26日(月)午後2時開催に決定した。